



発行 東京都

目 次

規 則

○東京都小笠原住宅条例施行規則の一部を改正する規則……（住宅政策本部都営住宅経営部経営企画課）……

規 則

東京都小笠原住宅条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年12月5日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第百七十五号

東京都小笠原住宅条例施行規則の一部を改正する規則

東京都小笠原住宅条例施行規則（昭和四十五年東京都規則第八十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一小笠原清瀬アパートの項中

五十平方メートル
三十戸

を

五十平方メートル
戸二十八

に

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 発行

電話 東京都

○三(五三三二二)一一一一一(代)号都  
郵便番号 163-8001

## 定価

一本号  
(郵送料を含む) 一箇月 六、六〇〇円 三〇円

## 印刷所

電話 東京都文京区白山二丁目十三番七号  
○三(三八一二)五二〇一(代)号社  
郵便番号 113-0001

リサイクル適性Ⓐ

このページは、再生紙で  
リサイクルして作成されました。